

平成 30 年度通常総会 議事録

畳類公正競争規約作成連絡会

1 開催日時及び場所

日時 平成 30 年 7 月 5 日（木）15 時～

場所 中央合同庁舎 4 号館共用 408 会議室（東京都千代田区霞が関 3-1-1）

2 現会員数及び出席会員数

現会員数 437 名

出席会員数 265 名（うち委任状提出会員数 188 名、議決権行使書提出会員数 45 名）

3 議案

第 1 号議案 平成 29 年度事業報告

第 2 号議案 平成 29 年度決算報告

第 3 号議案 平成 30 年度事業計画（案）

第 4 号議案 平成 30 年度収支予算（案）

4 議事録

以下のとおり。

司 会：それでは、畳類公正競争規約作成連絡会平成 30 年度通常総会を開催いたします。それでは、会則第 11 条では、総会は会員の過半数の出席をもって成立する。また、出席の過半数をもって合意するという風に規定しています。本連絡会の会員は平成 30 年 5 月 31 日現在、437 名でございます。

総会の開催に必要な定足数は 219 名となっておりますが、出席は 32 名、有効な委任状の提出者が 188 名、有効な議決権行使書は 45 名ということで、合計 265 名となり、過半数の 219 名を超えていますので、本総会が成立することを皆さまにご報告申し上げます。

総会が成立しましたので、まず最初に当連絡会会長の神邊会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：先程、皆さまにお詫び申し上げましたように、本総会が 7 月になったことを改めてお詫び申し上げます。

我々連絡会の幹事会としては、畳店で取り組んでいただく内容の簡素化や流通団体が取り組む事項などを何度も検討を重ね、現在のところ 8 団体が合意に至った規約案にのっとりまして、通常総会を開催させていただき運びになりました。まだまだ、皆さまにご納得頂ける内容ではないのかもしれない。

しかし、何に取り組むべきなのかという、畳業に携わる者として今後、何に取り組んでいくのかを決めて、我々もやって参りたいということを検討していたら、こんなに時間がかかってしまったことにお詫びを申し上げます。事業計画には、個々に取り組む理由、目的、期待される効果を記載すべきとか、会の運営の仕方、まあ具体的に申し上げますと、畳業界のことを考える

場としまして、東京の一箇所に集まるということではなく、パソコンを使ったWeb会議を設けるとか、現在の幹事会が方針を作成する機関と、意見をお聴きする合同委員会のやり方をもう少し改めるとか、まあ、最終的には量の消費拡大、国産い草の生産拡大に繋がるようなご意見を拝聴しながら、今後、皆さま方と検討して参りたいと思います。

誠に簡単ではありますが、冒頭の挨拶と替えさせていただきます。

司 会：会長ありがとうございます。

議事に入ります前に、この会場の前に並んでいる委員でございますが、ご出席の皆さまには、顔とお名前が一致していない方もいると思います。

時間の都合もありますが、これからマイクを回しますので、所属の団体名、お名前、公正競争規約作成連絡会のどの委員会で活動されているかを一言ずつご紹介をお願いします。

まず私から申し上げますと、所属は全日量で、石河と申します。連絡会の方では、協議会検討委員会に属しています。よろしくお願いいたします。

長 田：初めまして。全日本ISO量振興協議会 会長の長田と申します。よろしくお願ひします。

須 賀：全日本JIS量床工業協同組合の須賀と申します。よろしくお願ひします。

米 花：全日本量事業協同組合で理事長をやらせてもらっています米花と言います。

この連絡会では、幹事会及び規約検討委員会の委員長をやらせてもらっています。よろしくお願いいたします。

後 藤：全国量材料卸商組合連合会の会長をしております後藤と申します。

よろしくお願ひいたします。

佐 藤：全日本ISO量振興協議会の理事長をさせてもらっています佐藤です。

協議会検討委員会をやらせてもらっています。よろしくお願ひいたします。

角 田：同じく、全日本ISO量振興協議会の角田と申します。

私は規約検討委員会に所属しております。よろしくお願いいたします。

中 田：私は、全日本JIS量床工業協同組合の事務局をやっております。

よろしくお願ひいたします。

高 橋：全国量材料卸商組合連合会の高橋です。調査・広報委員会の委員長をさせてもらっています。よろしくお願ひします。

平 山：全国い生産団体連合会の専務理事をやらせてもらっています平山と言います。もう一つが、熊本県い業生産販売振興協会の事務局長という立場で仕事をやらせてもらっています。

協議会の方では協議会検討委員会の委員長をさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

佐々木：佐々木と申します。全国い製品卸商業団体連合会の会長を務めております。産地問屋の全国組織です。協議会の担当は会計です。よろしくお願ひします。

藤 井：全国量産業振興会 会長の藤井です。

よろしくお願ひします。連絡会におきましては規約検討委員会に属しております。よろしくお願ひします。

神 邊：全国量材商社会 会長の神邊でございます。よろしくお願いいたします。

- 高 津：全日本畳事業協同組合 副会長の高津と申します。
連絡会では隣に座っている高橋さんと同じく調査・広報をやらせてもらっています。よろしくお願いします。
- 内 藤：東海機器工業の内藤でございます。
私は8団体とは関係なく、オブザーバーという形で入っております。幹事会のメンバーではございません。会計監査の役をさせてもらっています。よろしくお願いします。
- 前 田：大建工業の前田でございます。
私は、建材、工業表の代表として参加させていただいております。立場的にはオブザーバーということで入らせていただいております。
- 司 会：皆さん、ありがとうございます。
前に座っている皆さんは、そういった役職ということで、公正競争規約作成連絡会に携わっておりますので、ご挨拶を申し上げます。それでは、総会に入らせていただきます。
総会の議長に関しましては、連絡会で特段の取り決めがございませんので、こちらの方から議長を指名させていただきます。深澤さん、よろしくお願いします。
- 議 長：先ほどに続きまして、議長を仰せつかりました全日本ISO畳振興協議会の深澤と申します。
協議会連絡会では調査・広報委員会を担当させていただいております。引き続きよろしくお願いします。
それでは、私に関する委任状ですが、議長名の委任状が6名分きております。石河さん、議長である私あてと私が受任者となっている委任状6名分を抜いた議決に必要な数を報告してください。
- 司 会：本日、総会出席者数が32名、議決権行使を出された方が45名、有効な委任状の数が188名ございました。合計で265通ということになります。そこから、議長の深澤さんに委任された6名、深澤さん本人を足した7名から引いた数は、258ということになりまして、過半数ですと130名の議決があれば可否を決定できるということで、よろしくお願いいたします。
- 会 員：ちょっと待ってください。ちょっとそれは計算が違うと思います。出席会員の過半数の同意をもってですから、議決の権利がなくなったとしても、欠席にはならないので、そういう計算にはならない。出席会員の過半数は、出席者は265なんですよね。
- 司 会：そうです。
- 会 員：出席者の過半数は133です。別に議長分を引いてということとは関係ないです。
- 司 会：投票した時に賛否同数となった時に、議長の議決数を加味するという事です。
- 会 員：いやいや、ですから、過半数は133でよいんじゃないんですか？議長分を引いてからの計算ではないと思いますよ。
- 司 会：先ほどの臨時総会でも議長に委任された分というのは、議決権がないというようにみなしておりますので、数を差し引かせていただいております。

会 員：議決権がないのと出席会員数は違いますよね？

会 員：そのとおりです。

会 員：ね？出席会員の過半数が必要なんであって、議決権の数じゃないんです。

会 員：そのとおりです。

司 会：ということは133ということですか？133という理解でよろしいですか？

会 員：はい。

司 会：わかりました。では、そのようにさせていただきます。では、133の同意があれば可否を決定するというので、進行させていただきます。よろしくお願いたします。

議 長：ありがとうございます。議事に入るにあたり、進め方を決めさせていただきます。

第1号議案と第2号議案は、平成29年度に行った内容であることから関連が高いと思いますので、第1号議案と第2号議案を幹事会より説明した後に、一括して審議していただき、採決という流れで進めていきたいと思います。第3号議案と第4号議案について幹事会より説明した後に、一括して審議していただき、採決という流れで進めていきたいと思います。

時間に限りがある会であることから、ご意見やご質問のある方は、挙手をしていただき議長から許可を得てから発言していただくようお願いいたします。

発言の際には、氏名をお伝えください。それでは、議事に入らせていただきたいと思います。では、第1号議案（平成29年度事業報告）を幹事会から説明をお願いします。

幹事会：第1号議案（平成29年度事業報告）を説明

司 会：ありがとうございました。続きまして第2号議案（平成29年度決算報告）をお願いいたします。

幹事会：第2号議案（平成29年度決算報告）を説明

司 会：監査報告をお願いします。

内 藤：内藤です。監査報告をさせていただきます。領収書、帳票を監査した結果、上記会計報告に間違いがないことを、平成30年5月18日に確認いたしました。監事 内藤誠治 以上です。

議 長：ありがとうございました。それでは、第1号議案、第2号議案に関しまして質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

会 員：まずは、最初に1年間を通して何回も会議をしていただいております。ご苦労いただきありがとうございます。そういったところで話を聞くのはいささかではありますけれど、文章を読んでいてどっちなんだろうという疑問があったので、少し補足をしていただきたいということで、2つ3つ質問をさせていただきます。

一つ目なんですけど、経過報告の(2)のところなんですけど、①から⑤の項目が前の総会にあって、こうなったと思うんですけど、議論が尽くされていないことから、少なくとも1年間は公正競争規約を申請することを前提とした取組は一時的に凍結することとしたという文書になってますが、これを悪い取り方をすると、1年過ぎたら議論をしなくても進めるよっていう

意味、解釈もできると私は思うんです。なので、これは5項目について、議論をされてから・・・、議論をされるまで凍結するという意味であるならば、この「少なくとも1年間は」というところは消して、「議論されるまで」という文書に替えることで、正しく伝わる文書になるのかなと思います。これが一つ目です。

二つ目、公正競争規約のところと、畳仕様書の繋がりがこの文書では、私は理解できないのですが、畳仕様書自体はわかりやすくなっていて良いなと思うのですが、ここに至ったいきさつがよくわからない。公正競争規約を凍結するので、その間こういうことを試行錯誤しましょうよということなのかどうか、その辺の説明をしていただきたいというのが二つ目です。

三つ目、(3)のところで、畳店、流通業者、生産者及び製造業者が一丸となって、途中文書を抜かしますが、検討を進めたところ、表示のルールが必要である。とあるのですが、この畳店って誰なんだ！って、少なくとも組合に所属しているのですが、そういった質問があって、畳店全体の総意ではないと思います。この畳店を具体的に誰がどういった会議体で話をして決めたのかというのはハッキリしておかないと、あとから、この文書を読むと畳店全体がそういった答えをしたのではないかっていう悪い意味でとられる気がするので、ここも誰がっていう部分をハッキリしていただいて、そのように文書を直していただきたい。この3点になります。説明をしていただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

幹事会（高橋）：少なくとも1年はかかるだろうという意味です。

会 員：それはわかるんですが、表現が適切でない。

幹事会（高橋）：では、言葉尻を考えて、また後で・・・

会 員：駄目駄目、後じゃ駄目。今やらない。

幹事会（高橋）：そうしますと・・・

会 員：即答は難しいと思いますので、他の回答をいただいている間に検討していただいて、また、お話いただけたらと思います。

幹事会（高橋）：続きまして、(3)の畳店のところですが・・・

幹事会（石河）：今のご質問の文書ですね、読み方ができるということで「一丸となって検討した」という意味ではありません。「一丸となって情報提供を行う仕組み」が一文であって「について検討を進めた」ですから、「畳店が一丸となって検討した」という意味ではありません。「一丸となって行う仕組み」について検討したということをご理解いただければ、今の質問の意味は理解いただけたらと思います。

会 員：理解はできるんですが、それはこの場にいるから理解できるんですが、この場にはいない人が読んだ時に、理解してくれるのかという問題がある。説明がないので、後から読んでも理解できるような文書にしていっていただきたいということです。ゴネているつもりはないんです。誤解のない文書にしていっていただきたいということだけなんです。

幹事会：畳店から仕組みまでを鍵括弧でね・・・

内 藤：統一見解として回答しないと駄目だよ。

幹事会（高橋）：文書を訂正いたします。

補足説明をする丸括弧と、特出しする鍵括弧について、重複して議論しているため、この議事録への記載を省略していますが、訂正前後の文章は以下のとおりです。

訂正前（現行）	（3） <u>畳店、流通業者、生産者及び製造業者が一丸となって消費者に情報提供を行う仕組みについて検討を進めたところ、「畳業界としてスタンダードとなるような表示のルールが必要であり、その具体的な方法として「畳仕様書」を活用することができないか検討を深めた。</u>
訂正後	（3） <u>「畳店、流通業者、生産者及び製造業者が一丸となって消費者に情報提供を行う仕組み」</u> について検討を進めたところ、「畳業界としてスタンダードとなるような表示の <u>ルール</u> 」が必要であり、その具体的な方法として「畳仕様書」を活用することができないか検討を深めた。

会 員：で、もう一つは、何で畳仕様書が出てきたんだっけ？ってところはですね。では、こういう理解でよいですか？公正競争規約は議論するまで凍結するので、それまでの間、畳仕様書で問題の改善の改善というか、問題がないか、よくわからないんだけど、改善を図っていきこうということで、畳仕様書ができてきたということでしょうか？

幹事会（石河）：今の畳仕様書について、私の知りうる範囲でお答えいたします。畳仕様書というのは、そもそも、公正競争規約の納品仕様書を変形させたものとご理解いただいていると思いますが、非常に記入項目が多い等のフィードバックをいただきまして、もっと簡単にできるもので、なおかつ、消費者の人が表示について伝達ができるものということで、最低項目に絞って案を作りました。これが畳仕様書という形になりました。

当初は複写と言ってましたけど、コピーを自分で持つ。一番重要なことは、皆でやろうよ！という提案でございます。限られた組織ではなくて流通や生産者から流れてきたものを、畳店さん皆が同じものを使って、やるようにして業界の信頼度、消費者の信頼度をアップさせようということでございます。

具体的な事例としては食品スーパーで販売している野菜に生産者の名前等を記載して生産者の顔が見えるようにして、信頼度アップを図っています。ですから、畳に何も表示がないというのは業界として、いかがなものかと。ということで、検討した結果が畳仕様書でございます。これは、今仰っているように、少なくとも1年間という表現ですが、規約を申請しない期間を1年とか2年とするのは我々が決めるべきものではありませんし、決めることはできないと思います。

かといって1ヶ月、2ヶ月ということもないので。そこで出てきた言葉が「少なくとも1年間」という表現をしています。これは、当然2年でも3年でもあり得ると思いますし、少なくとも1年位はかかるだろうと。畳仕様書を流通させて多くの畳店さんが、これに賛同してやっていただくということ

ろにたどり着くまでに1年はかかるだろうという認識がありますので、「少なくとも1年間」という表現をしているのでありまして、1年間に限定してやって、直ぐに規約を申請するというのでは全くございません。

会 員：こういう理解でよいですか？ 畳仕様書というのは、公正競争規約のところが目下踏みしているもので、公正競争規約にかわるものとして畳仕様書が出てきたという理解でよろしいですか？

これから、いろんな議論を進めたとして、これが公正競争規約の一部になってくるような気はするんですね。僕が何でここまで言うかということ、昨年の総会で1番から5番のところを指摘させていただいたのは私なので、ハッキリしたいという気持ちがある。一生懸命議論させていただいているのに、大変恐縮なのですが、どういう位置づけなのかということの方がわかるとうれしいです。

幹事会（石河）：連絡会の幹事会、委員会で議論している中で、この先どうするのかというハッキリしたタイムテーブルは、私の理解している限りではないと思います。今、やるべきこととして、畳仕様書を普及していこうということで本日の総会で上程する議案として決めましたけれども、それ以外のことは、全く白紙ということで、白紙という言い方も変ですけれども、この先どうだという議論には至っていません。

幹事会（佐々木）：ちょっと発言させてもらってもよいですか？ 議長、ちょっとよいですか？

議 長：はい。

幹事会（佐々木）：議論に参加してきたものとしての話をさせていただきます。これを統一見解かと言われると、まだ確認がとれていないのですが。そのへんはお含み置きください。規約と公正取引協議会の規約は、公正取引委員会とか消費者庁の認可を受けて取り組んでいく制度で、任意の団体の中においても罰則規定が盛り込まれています。が、今回取り組もうとしているものは、あくまで自主的な取組として、罰則規定なく畳仕様書を活用して、まず消費者に必要な情報提供を行う。そこをやって行こうよ。というのが今回の提案だと私は理解しているんですね。他の人はわからないんですが、その様に考えていただければ。つまり、規約に変わるものではなくて、直ぐに規約に取組むことができない、合意もできないのであれば、お客様にとって必要な情報提供をするというひとつの雛形を作ってお客様に情報提供する。そういう行動をとったらいかがかという提案を差し上げているんだと思います。

会 員：佐々木さんが言うことは8団体の見解ですか？

幹事会（佐々木）：私が理解していることを突っ込んで話をしなければ伝わらないと思ったので、これを正式な文書として採択したものではありません。

会 員：個人的には畳仕様書というものは、多くの畳屋さんを見ていると、こういうことが出来ていないので、こういうことをすることは大切だと思いますしやるべきだとは理解しています。ただ、ここは公正競争規約の場なので、これがどのように関係があるのか理解ができていない。これを取組んで行くことによって畳屋さんの管理能力が上がりました。そして（2）で書いてある①から⑤が段々とできるようになってきて、議論が煮詰まったところで、

初めて、この凍結がとけて動き出すという理解をするのであれば、そういう書き方で説明をしていただきたい。このままでは少し言葉が足りないと思う。

会 員：よろしいですか？

議 長：どうぞ。

会 員：こういう時は、議長が仕切るのが当たり前ですよ。

あのね、今の話って平成30年度の事業計画に関わってくる話なんですよ。連動してくる話なので。そこまでに今の答えというものを各委員長さんで考えておいてください。そうしないと、議事が進みません。

ですから、平成30年度の事業計画の場で、今の答えを出していただくということでもよいですかね？議長？で、文書を直すのであれば、字句訂正では無理ですから、字句訂正の動議では無理ですよ。これだけ文書をかえるのであれば。だから、文書を書き換えなければなりませんから、これを審議しなければならない。

これってね、一番最初の前段にも出てきたんだけど、任意団体だから、どこまで許されるのかということもあるんだけど、法人の団体じゃない、いろんなこういった各会議体というものも持っているんだけど、それでどこまでの範囲が許されるのかというのが任意団体なんですよ。だから、例えば総会の運営にしても、委任状が集まったということで、たぶん開催が許されているんでしょう。それをこの会が許すのかというのがこの会の認識なんですよ。

だから、この文書を直した後の文書というものを見ていないんですよ。括弧を付けるくらいは、字句修正で許されるんですけど、ただ、文書をかえてしまうと、かえた文書は委任状を出した人は見ていないんですよ。だから、次の平成30年度の事業計画を頭に入れて答えていただきたい。

そうしないと、ここから先は会が進まなくなる。6時に終わらなくなる。また議長采配が悪くなっちゃいますよ。それを提案しますが、いかがでしょうか？

議 長：今、話をしている内容に関して、会員さんから字句訂正の話があったんですけど、質問があった1番、2番、3番に関しての説明に対してはご納得はできているんでしょうか？

会 員：これが、時期をかえて第三者が見た時に間違いなく伝わるのであれば、個人的には理解できますが、取り方がかわるような文書であっては駄目なので、このままでは理解できないです。

議 長：昼仕様書がどういう経過で導入されたかというご質問がありましたよね？

会 員：昼仕様書の立ち位置の説明が欲しいということです。

議 長：その返答は幹事会からの説明であったと思うんですけど、この点についてご理解はできておりますでしょうか？

会 員：幹事会ではなく、僕が「こういうことですか？」と聞いたら、幹事会は「うん」と言っただけなので、幹事会から返事はもらっていません。

幹事会（佐々木）：現実問題としてですよ、後から読んで誤謬（ごびゅう）がないようにすることは無理ですよ。日本国憲法だって70年経ってるんですよ。い

ろんな解釈があるんですよ。

会 員：あんまり細かいことは言っていない。少なくとも1年間経ったらやってよいのかという返事はどうですか？それは今の説明を聞いたからわかりますよ。議論されるまでって書かれた方が理解しやすいですよ。

幹事会（佐々木）：いや、そういう・・・

会 員：で、畳仕様書については立ち位置を書いてくれた方が嬉しいなって言っているだけなんです。

議 長：私は議長という立場なので発言ができないんですけど、あの・・・皆さんが許していただけるのであれば、ちょっとだけ話をさせていただきたいのですが、よいでしょうか？

会 員：回答になるならばよいんじゃないんですか？

議 長：喋ってみてご納得いただけるかどうか・・・

会 員：じゃあ、伺いますが、今問題になっているのは、この会の進め方から問題になっているんですよ。

どういうことかということ、29年度の総会で提案されたことがあります。平成29年度の活動計画案として、その時どう書いてあったか覚えていますよね。「試行に取組む」って書いてあるんですよ。これが提案されています。

先ほどの第1号議案の中でも「試行をする」「試行をしない」については「試行をする」ということで皆さんの承認を得ているんですよ。ここまで正しいですよ。これが、なぜだか知らないけど、なくなっているんですよ。これが、活動経緯からなくなっているんですよ。こればどういった経緯でなくなっているんでしょう？そういうのが、本来であれば臨時総会で話があって、試行をやるということについて、様々な意見が、電話やメールなどで色々いただきました。その結果、試行を辞めました。ということで、この話になっていくならわかるんですよ。それを飛ばして、ここで説明するのであれば、会員さんの疑問というのは非常にわかるんですよ。どういうことか、臨時総会で試行を辞めてから、畳仕様書を作成という風に言っているならば、辻褄があうんですよ。

臨時総会が開かれずに、試行をやるというのが宙ぶらりんになったまま、畳仕様書の話が出てくるのは何なんですか？

もうひとつ聞きたいんです。今の答弁を聞いていて、執行部の・・・ハッキリ言いますね。執行部の体（てい）たらくがよくわかります。執行部は提案したことを通そうとしていますか？なぜ、これにちゃんとした答えが出せないんですか？会長は賛成の票を投じるんですか？答えられないことを議案として出しておいて、皆さんに説明できない状態のこれが正しいんですか？なぜですか？僕が会長だったらですよ、皆に提案する内容は通してもらおうと思って、散々考えて出した答えですから、質問に直ぐに答えられます。なぜ答えられないんでしょう？そして、なぜ、個人的な意見だと言う人しか出てこないんでしょうか？間違っていると思いませんか？

幹事会（佐々木）：個人的意見というのは、議論をしてきた者の立場として話をするとしたんです。

会 員：はい。わかりました。公式な担当者の意見ではないという言い方にかえます。

なぜ、その人が言えないんでしょう？こういう状態で畳仕様書が提案されているとすれば、普通の会員は、ここでは規約を作るための会議をやっているのに、なんで畳仕様書が出てくるんだという話をするのは当然のことです。規約作成連絡会が畳仕様書を運用しましょうというのであれば、規約とどうリンクしているのですか？って聞くのは当然のことではないでしょうか？それがなくて、試行のことも放ったらかしにして、さも正しいかのようかな経過報告をし、審議もせずに、畳仕様書って出されたら、会員さんのような疑問を持つのが当然です。

もう一回聞きますよ。質問として小出しにしますけど、畳仕様書ってというのは、規約作成とはあまり関係ないという状態で、もちろん、畳業界に必要な必要ではないという議論は別ですからね。規約作成連絡会がやるべき事なんですか？やるべき事であるならば、それは規約策定に向けてどのようなリンクがあるのでしょうか？

責任ある方はどなたでしょう？会長、この質問は誰が責任ある方でしょうね？その方に答えていただきたいので、指名してください。

会 長：幹事会で検討しますんで、大事な事なので申し訳ありません。

会 員：いまのことを平たく言うと、今回は議事の決がとれないということで理解しますよ？

幹事会：それは、まずいですよ。

会 員：まずいとかじゃないですよ。説明されるのは誰ですか？と聞いているのに説明できないというのにどうするんですか？

会 員：議長、よいですか？

議 長：はい。どうぞ。

会 員：紛糾させるのが本意ではないので、もし、今、5分10分で話し合って結論が出るというのであれば、話し合ってみてはいかがでしょう？

議 長：今、会員さんから提案のあった、一時議事を中断して、幹事会の主だった人で集まってもらって意見をまとめていただいてもよろしいということなんですけれど、幹事会の方どうですか？

幹事会（佐々木）：今まで議論してきたことだから、5分くらい打合せをすれば出るでしょ。

議 長：やるってことでよいですか？折角ご提案いただいたので5分間だけ議事を中断させて・・・

会 員：すいません。

議 長：はい。どうぞ。

会 員：去年も総会の途中で時間をとったと思うんです。今日はね、仕事の手を止めてここにきているんです。遊びで来ているんじゃないんです。佐々木さんは5分でできるって言ってますけど、5分中断したくらいで答えられるんですか？また答えられなくなったら、どう責任をとるんですか？15分位でも足りないんじゃないですか？本当に5分でよいんですか？何回も何回も嫌ですからね。

議 長：ごもっともな意見を頂戴しましたので、最長15分を借りて検討をしたいと思えます。4時17分までよろしく願いいたします。

<一時中断>

議長：それでは、再開したいと思います。先ほどのご質問に関して、幹事会の藤井より説明をさせていただきます。

幹事会（藤井）：皆さま方からのご指摘のとおり、不手際な点が多々あることは認めます。お詫びいたします。

今、畳仕様書のことに関しまして、ご質問がありましたことに関しまして、今日の総会資料の中に、畳類公正競争規約案という冊子をお渡ししていると思います。この中の第6条のところで、畳仕様書の発行というところがあります。畳仕様書というものは、ここから出てくる訳です。

試行のことについては、昨年の総会でも指摘されたように、試行という言葉が一人歩きをして、皆さまの誤解を招いたり、ご迷惑をお掛けしました。また、畳の裏にシールを貼るとか皆さま方から、いろんなご意見をいただきました。で、今いるメンバーの中ですべてを見直しまして、初めて皆さま方に公正競争規約に繋がる案というものを初めて提示して、これからの業界の繋がりを作っていきたいということで提案しております。と私は思ってるんです。この第6条で畳仕様書というものが出てきまして、仕様書というのが冊子の9ページに出ていますけど、この表にしたものが、畳類公正競争規約案というものを表にしたら、そういった形になるんですと理解しています。これを作るために8団体が一生懸命になって、皆さま方のいろんな苦情やなんやかんやを聞き込みながら、それぞれの団体の立場、存続も考えながら作り上げたものでございます。

皆さま方の寛大なるご意見をいただきまして、畳仕様書というもので、消費者と接点をとっていただき、消費者が畳というものに、どういった情報を欲しがっているのかを、我々幹事会にはこういった情報が必要だとかいってもらいながら進めること、また、消費者庁との話し合いの中でも、業界の半分の協力をもらわないと規約というものはできないと言われてながら進めてきました。

しかし、恥ずかしながら、昨年のこの会で、全日畳という8団体のなかで一番大きな数を数えている団体さんの長の方が、自分の団体の中では、ほとんどのものが理解しているという虚言がありまして、皆さま方からお小言をいただき、去年の総会が成り立たなかったと記憶しています。そういう反省の弁も、皆さま方からのご意見もすべていただきながら初めて、畳類公正競争規約案というものをここに提示させてもらっています。

いずれは、こういったもので畳類公正競争規約の案が外れるようなものにしていきたいと考えて、今ここにいる我々、幹事会、委員会のメンバーが苦心して作りあげたものが「畳仕様書」であることをご理解していただければと考えております。

先ほど申しましたように、試行という言葉が先に走りまして、皆さま方から「試行」という言葉がどこにいったんだとお叱りをいただいてそれに対する結論が出ていることを皆さまにご報告しておりませんので、大変ご迷惑をお掛けしていますけれど、ああいったことが皆さま方に対してどれだけの不安と、また、いらん労力や何やかんやをかけることを我々は察しましたので、

もう試行というものは飛んでしまって、皆さま方に納得いただけるものを作らなければならないというものが先になってしまい、その辺はお詫び申し上げる次第でございます。申し訳ございませんでした。

議長：今のご説明で納得いただける部分はあったでしょうか？

会員：紛糾させるつもりはないのですが、僕が聞いたかったのは、畳仕様書はこれからの公正競争規約を作る前段階で、畳屋さんのレベルアップを図るために、これを進めていかなければならないから、これをやっていくという言葉があって、それを、例えばこの文書を書き換えることが問題であるならば、議事録にその旨こういった質問があったことに対して、こういうことだよって回答を書いてもらったら、終わりかなって思ったんです。

議長：ありがとうございます。

会員：ただ、今の説明だと、公正競争規約を前提とした取組を一時的に凍結すると言っているのに、何か、それやってるんじゃない？って反論したくなっちゃうんですよね。

議長：そうですね。なので、少なくとも1年間は凍結するっていう表現になっていると思うんです。

会員：だから、1年間は凍結して、1年間過ぎたから、やるよってこと？

議長：そういうことではないです。1年後に再評価をさせていただいて、凍結を継続するのか、凍結を解除して具体的な検討に入るのか、または、辞めるのかの判断をさせていただいて、また、総会の場でご提示をさせていただくということだと思います。

会員：議長に質問するのが、ちょっと不思議なんですけど、畳仕様書を進めて、この仕様書を進めた結果で、公正競争規約をやるかどうかの判断にすることなのか？

議長：藤井さん、教えてください。

幹事会（藤井）：はい、そのとおりです。

会員：じゃあ、この①から⑤については、議論をしなくても進めるということですか？

幹事会（藤井）：議論はする。

会員：だから、泥沼になっちゃうんですけど・・・

議長：ここは、過去にやってきたという経過報告のところなので、今後どういう方向で進めていくかに関しては、事業計画の方で議論をさせてもらえればと思います。

会員さんからこの経過報告の文面で不備があることは幹事会の方は真摯に受け止めております。文書を書き換えることはできませんので、会員さんからご提案をいただいたように議事録等で訂正のところを追記させていただいたり、質問を受けさせていただいたり、補足させていただいて、事業報告のところはご納得いただければと思うんです。

会員：最後にしますが、議論は尽くしていったって、凍結を解除する方向でいくし、その前段階で畳仕様書を活用できないかということも決めたので、次の次年度のところでやるということならば、スルッといくけど、ここでハッキリしておく、あとでやる次年度の事業計画のところで、こういう結果だったの

でやりますっていう流れだったら、シャンシャンなのかなって思うんです。
あとはお任せします。

議長：会員さんから率直なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

文言の訂正については議事録に載せる、ないし、もう少し説明を加えて公開させていただくということで、この事業報告については採決に入らせていただきたいと思います。

会員：さっきの僕の質問の前に、今の議事録のところは凄く大事なんで聞きたいんですけども、必ず議事録に載せますね？っていうのはですね。会議で議事録に載せると言っていた回答が載せられていなかった総会がありますよね？
会長、これをどう保証しますか？

会長：今までのそういったことも含めまして、キチッと載せさせていただくように検討いたします。

会員：直前のことではないんです。随分前の話を前回の会議の時にも、まだ載ってませんよね？って話をして、まだ載ってない状態なんです。それでも、僕らは、その話を信じればよいんですね。消費者との信頼関係の前に、会員との信頼関係を築いてください。

もう一個質問がありました。29年の総会で聞きましたように「試行」をやるということになって、今回も28年の事業報告で「試行」をやるという流れが承認されています。臨時総会で試行をやる、やらないに関して提案がなされていることに関して、今回は単にすっ飛んでいるだけなんですけれども、これはやらなくなったということであってますか？

議長：去年の定時総会でもお話をされているのですか？

会員：そうですね。

議長：去年の定時総会で通った議案は一つもございません。

会員：ですから、臨時総会でもう一度説明をして採決をしましょうということになったんです。臨時総会の内容を否決もしていないはずですよ。提案と流れは試行をやるという方向が決まっているという状況の中で、今そこが全部すっ飛んでいるんですけど、その試行をやらないと決めたと受け取ってよいのでしょうか？

幹事会：はい。

会員：試行を辞めると決めたのは、誰の権限で、どういった手続ですかね？

こういうのが会議の体（てい）をなしていないというんですよ。ね？僕らはできあがったものに対していいねって言えば、ここらへんをすっ飛ばすかもしれないけれど、実はそこってすごく大事なことで、試行をやりたいって言っていた人が、あの会議の中にもいたんですよ。ですよ？静岡の方でしたっけ？その人達の意見はゼロではなかったはずで、そういったことをすべてすっ飛ばしているということをお覚してほしいですよ。

で、もう一回確認しますね。昼仕様書を活用することができるように決めていったことも、会議の内容と全く違う内容のことで、執行部の権限でというか雰囲気というか、そういった中で議論されていったということですよ。

幹事会（佐々木）：ちょっと違うと思います。

会 員：違くないと思いますよ。我々は、そんな内容の話をするなんて聞いていないし、議決されていることではないですよ。

僕らが議決したのは、試行をやる、やらないの段階の話を取りあえず保留にしたというまでの話だということではありませんか？僕らはいろんな意見を言っていますけれども、その話の内容が大きく変わったなんていう話は、確かにそういう意見はあったかもしれませんが、賛成意見で決まったということではないじゃないですか。ここね、今更これをひっくり返す気はないんですよ。ひっくり返す気は。こういうものが、皆がなんとなくいいねっていう話だから通っていくという話は、僕はあんまり気持ちよくないんですね。執行部の独断でこちらの方がよいと思ってやったということを知りたいんですよ。そういうことなんじゃないんですか？

幹事会（佐々木）：違いますね。

会 員：じゃあ、どういう手続を踏んだんですか？佐々木さん、どういう手続を踏みましたか？

幹事会（佐々木）：議長、よいですか？よろしいですか？

手続としてはですね。連絡会の合同委員会あるいは幹事会で決めましたが、その前にですね、業界の中で特に試行という言葉に対しては非常に誤解もあったし、ある意味私たちの責任でもあるのですが、幹事会の中にもある意味、突っ走ってしまって、誤解を招くことも出てきていますね。だから、そう言った指摘を多くの多くのところからいただきました。そういった多くの連絡会のメンバーさんの意見を集約した上で、幹事会で決めるというのが、この正式な手続なので、そのようにしています。だから、勝手に独断的に何の根拠もなく、適当にかえたということは決してありません。

会 員：適当という言葉は、それこそ適当ではないかもしれませんが、会議の事業報告と事業計画というものがあるんですよ。そういうものに全く載っていない状況のことをやってしまっている訳ですよ。大きく方向性が変わって。

幹事会（佐々木）：議長、よいですか？だからここに凍結するようにしたとか、具体的な方法として仕様書を活用することができないか検討を深めたという風になっているんです。前の方針があったけど、それをこのように修正してきたのが、事業の一つの中身なんですよ。とりわけこの事業はルールを決めたり、あるいは皆さんのコンセンサスをとったりといったものが、ある意味、事業の柱ですよ。そういう事業の柱を進めていく時に、試行というやり方からですね、仕様書を活用することができないかという風に変わってきたよっていう報告をここでしているわけです。

会 員：会の体（てい）として、皆さんのコンセンサスって仰ったように、きちんと会議で事業報告と事業計画案が出てそれで決まる行動方向なはずなんですよ。勝手になって、勝手になってという言い方はごめんなさいね。

他からいろんな意見が聞こえたから変えますっていうやり方は、認められる会議のやり方ではないですよ。

幹事会（佐々木）：議長。だとすると、会員さんの多くの意見と反することをやっていけということですか？

会 員：会員の多くの意見かということが、確実にわかるというのは、こういった会の投票のほうです。

幹事会（佐々木）：それだけじゃあないでしょ。

会 員：では、どのような形を使うのですか？

幹事会（佐々木）：そういうやり方をすれば、時間はいくらあっても足りませんよ。

だから我々はインタビューするし、情報を取りに行くわけですよ。その中で、ここではこういった問題が出ているよっていう報告があれば、それをフィードバックして会の運営に役立てているというのが当然のやり方ですよ。

会 員：なるほど。よくわかりました。先ほどもですね、会議が成立するための賛成は133票って、ここまでキッチリやっているわけですよ。コンセンサスを得ていろんな意見を聴いて、会の方針をかえるための意見はどのような形になってましたか？コンセンサスを得た？どの部分で？どういう風にやったんですか？初めて聞きましたよ。そう言ったやり方があるって。

幹事会（佐々木）：意味がわからない。

会 員：会議で方針を決めて先に進めて行くために133が必要だと報告されて、キチンとやっていて、とても民主的なやり方なんですよ。なるほどと。これを否定する人はいません。たぶん。それを変えるくらいのね？コンセンサスを得たのであれば、それをどう証明するのですか？何の根拠なんですか？

だから、答えられないと思うんですよ。よくわかるんですよ。そういう意見が多いということはわかりますが、それが確実に多いという判断ができませんよ？だからこういった投票をするんじゃないですか？僕らの回りで聞けばですよ、何で今更、規約なんだっていう意見が多いんです。だけど多いっていうだけでは駄目でしょ？だから、こういった民主的に会議をやって総会をやって投票をやって賛成多数ってなっているんですよ？

これが正しいやり方だと思うんですよ。だからその部分を会議の執行部が、言い方が悪いのかもしれないけれども、そういう意見を優先的に独断でそっちにいったというのであれば、な～んだ、そういう判断だったんだということなんですよ。まだね。で、これを承認するか、承認しないかっていう話になるわけでしょ？

そこを、皆が意見が多いからっていうので言い出したら会議体は成り立たないです。

幹事会（佐々木）：会員さんが仰っているという話であれば、とにかく毎月毎月総会をしろって言うことと同じじゃないですか。

会 員：そんなことは言ってません。

幹事会（佐々木）：言ってるでしょ。

会 員：じゃあ、もう一回聞きますよ。今の聞き方はまずいと思うんですよ。ではなぜ臨時総会を開けなかったんですか？

毎月毎月は必要ないですよ。何で1回の臨時総会が開けなかったんですか。

議 長：会員さんから沢山の意見をいただいているんですけど、事業報告に関してプロセスを載せてくれというご意見だという風に聞こえているんですけど、それに関して試行という話が去年の総会で出ているんですけど、今回の事業報告の中では触れていない。

それが、なくなったプロセスとかそういったものを事業報告に載せてくれよっていう風なことを仰っているというように理解したんですけど、いかがでしょうか？

会 員：凄く似ている。近いんですけど、ちょっと違うところがあるんですよ。どうということかと言いますとですね、皆さんが会議をやっていることに関してはね、僕もねイチイチね、イチイチって言いかたは悪いかな。

議事録を見ているので、どういう流れでやっているかってのは、僕はほとんどわかっています。その中でこういう風になっていくんだろなっていうのもわかります。そこに悪意がないこともわかります。間違っただり方ではないこともわかります。

ですが、手続が間違っているんですよ。だから、それはまあなるほどねって。執行部が独断でそっち方面になるように決めただなっていうことが、責任をもって出てきてもらわないと何を根拠にやったのっていう話になるじゃないですか。

僕らが会議に参加して出席者どうのこうのっていうのが出てくるわけですよ。いろんな意見も聞いてますよ。多い、少ないって意見あるじゃないですか。だけど、それをどうやって定量化するかっていうのがないじゃないですか。そこを答えにしてはいけない。

今回のそういう内容を聞いて執行部が自らの責任において、こちらの方がよいと思ってこの一年を使いましたっていう話ならば、まあ賛否はあるのかも知れないが、覚悟はあるじゃないですか？これがなくて、何となくいろんな意見聞きました、こういう方向にいきました、こういう風になりましたという報告をされているのでは、イヤ～イヤイヤイヤ、さっきのプロセスの話になるのかも知れませんが、責任はどこにあるのよ？って事になるじゃないですか。ね？そういうのは、あんまり気持ちよくないんですよ。今更ここを否定するのは難しいと思うんでね。僕もそこまで聞く気はないんですけども、あのキチンとそこんところを責任持ってやったんだと、こういう状態だからこうやったんだと、俺の責任だと、やってくれないと正直困るなという気持ちはあります。はい。

で、質問したことは、もう1回確認させてくださいね。置仕様書を書くということは、この一応の規約案というものがあるんだけども、規約案全般に関してということは、ちょっと置いておいて、ここの運用だけしませんかということを決めていったという理解であっていますか？

議 長：提案をさせていただいたと。

会 員：はい、そういうことですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

議 長：他にご意見よろしいですか？それでは、第1号議案に関しまして・・・

会 員：ちょっと待って。第2号議案の方で質問してもよいですか？

議 長：第1号議案、第2号議案の質疑なので、第2号議案の質問でも構いません。

会 員：第2号議案についてですけれども、前回は、前回の総会の最後に臨時総会開催のために15万円の経費を認めるっていう話になりましたよね？

幹事会：はい。

会 員：そこは間違いはないですね？

幹事会：はい、覚えています。

会 員：臨時総会は、開催されましたでしょうか？会長に伺います。平成29年度の臨時総会は開催されましたか？

会 長：はい。先ほど、やらせていただきました。

会 員：じゃあ、聞き方を変えます。この損益計算書は平成29年4月1日から3月31日ってなってるんですけども、この中に臨時総会開催分の予算はどれですか？執行したのはどれですか？会議をやってないのに16万なにがし、10万なにがしって出ているんですけど、これについての説明をしていただきたいんですけど。

議 長：高橋さんのほうから説明を・・・

会 長：違う違う。

議 長：藤井さんから答えてもらいますか？

幹事会（佐々木）：ちょっといいですか？

議 長：はい。

幹事会（佐々木）：まず、誤解があるんですが、総会のために15万円を使うという話ではなくて、総会までに全く活動できないというのはまずいので、当然総会の開催もありますが、広報に15万円の予算を、概ね15万円を認めてほしいということだったと伝達を受けています。で、15万円のつもりが16万7千4百円になったという話ですね。通信費については、また別で送金だったり資料配付だったり、会員の皆さんに連絡会の動いていることを逐次お知らせをしなければなりませんので、以前予算がタイトになった時に、会員さんへの広報の手を緩めてしまったために、とんでもないことになったという非常に苦い経験もあるので、このところについては流れに任せて10万5千76円の送料、手数料などが発生しているわけです。広報については概ね15万円と言っていたのが16万7千4百円になったという風に承知しております。

議 長：内容が何か？っていうことですよ？

会 員：ちょっと待って下さい。

内容の前に、昨年の議事録を出していただきたいんですけども・・・昨年の議事録を見て下さい。昨年の議事録15万円が何のために承認されたと書いてありますか？

今、僕も持っていないのですが、臨時総会開催費用のために承認されたと書いてあるはずですよ。ということは、承認と違う使い方をしたということになりますよね？確か議事録の最後の部分だったと思うんですけど・・・どうでしょうか？私の記憶は間違っているかも知れませんが・・・

幹事会（佐々木）：ちょっといいですか？

議 長：はい、どうぞ。

幹事会（佐々木）：確かに、会員さんが仰るとおり、このように書いてあります。以上の意見を受けたことから、各議案の採決を見送り、後日改めて臨時総会を開催することとした。

平成29年度予算については臨時総会の開催にあたり、支出が見込まれる資料印刷、発送費として15万円の支出が承認された。ほぼ、会員さんの仰

るとおりです。私が連絡を受けた内容と違っています。

会 員：ということは、広報印刷物、通信費を支出したということは、誤りであったということでしょうか？

幹事会（佐々木）：適切ではないですね。

会 員：折角なので、監査をしていただいた内藤さんにも伺いたいのですけど、どう思いますか。

内 藤：私は予算との整合性は見ていません。帳票と領収書の確認しかしていません。

会 員：はい、わかりました。これについては、どのようにしたらよいでしょうかね？

議 長：まず、内容を説明していただいて・・・

幹事会（佐々木）：まず、支出した内容について報告をさせていただきます。まず、昨年の総会のための準備費用がございます。その後、意見交換会などをする事になったので、意見交換会に対する案内を出したという支出があります。

そのほかに連絡会で議論をされた内容を会員の皆さまに周知させるためのメール、Webサイトの費用がございます。それで16万円の費用になっておりまして、先ほど言った送料などについては、別に計上させていただいて、それに総会の委任状やFAXなどもそうですし、意見交換会の案内、あるいはFAX、印刷物についても、同様であります。確かにこの総会の議決からすれば、適切とは言いがたい部分もございますが、会にとっては必要な支出でございますので、この総会をもって承認をしていただければありがたいという風に思います。以上です。

会 員：昨年の予算案に関しても、必要と思われる金額というものをキチンと15万円というものを使って、臨時総会を開いて、それで承認されれば、何の問題もなかったことですよ？それをなぜか知らないんですけど、勝手になって言っちゃあれだけれども、やらないで、使った金だけはくれって言うんですか？それは駄目でしょ。いや、実際はですね。予算案があって、実際に支出したものが違っているってことはよくある話ですから、わからないわけじゃない。そういった場合がOKな場合だってあるでしょ。予算案と実績が一緒じゃなければ困るという話ではない。それはよくわかる。

だけれども、今の流れは正しくないですよ？本来であれば、その年に郵送したのものも含めてこの予算案というものが出るはずですよ？今も使った分に関しても今後予算案という部分に含まれているんじゃないんですか？そうですよね？それで、承認される話でしょ？その承認を試行部は放棄したんじゃないんですか？そうですよね？臨時総会を開催しなかったということは、それでいて使ったものはくれって、そういうのは僕は、子供が1ヶ月に2回小遣いくれって話になっているなあという気がするんですね。それはよろしくないと思います。

それと、もう一つわからないものがあるんですけど、28年から29年の予算がありますね。これを見ると、広告印刷物は1万1千148円なんですよ。この年、そういったことをしているかどうか、全く議決もされていないに関わらず、16万7千円も執行されています。わかりません。通信費が7万3千260円送料、手数料となっております。これが10万5千

円となっているのは、許容の範囲かどうかは僕には判断できませんけれども、ここもちょっと上がっているんですよ。こういった流れのことをキチンと報告していただきたいんですよ。なぜ、28年と29年で15万円も違っているのでしょうか？

幹事会（藤井）：広報印刷物の16万7千4百円というのは、ハッキリ申し上げますけど、個人的見解ということで、皆さま方に笑われる話になりますけれども、今、会員さんが言ってこられたことを、私個人として言わせていただきますと、去年の総会が終わったあと、試行に絡みまして、すべてが前任の副会長でありました全日量の長だった方の個人のことを言うことになって申し訳ないんですけれども、あの方のキャラクターの中で、連絡会の立場があるというのは認めるわけです。で、辞退されました後、いろんなことが起こりまして、全日量さんの自分のところのああいった事態が起こりましたので、全日量のメンバーには詫言状もアンケートもいったと思うんですけど、そういった中で、広報印刷物に関しましても、今日の資料の中にもあると思いますけれども、大きく変わりましたということで、これを数物新聞に載せさせていただきます。これが5万4千円です。

それから、去年の総会でも指摘があったんですけども、もっと個人会員に連絡を着くようにして欲しいということで、ホームページの更新を1万6千200円×7ヶ月分これで11万3千400円ですか。これに今の5万4千円を足して16万なにがしに使ったということなんです。

会 員：実はそれはわかってたんですよ。それは第4号議案にそれと同じことが書いてあるからなんですね。だから、先ほどの佐々木さんの説明とは違っているんですよ。

で、またさっきに戻るんですよ。この年度の活動方針が決まっていなくても関わらず、我々はこうやることが決まりましたっていう新聞に広告を掲載したというのは何も確定していない段階で、こういった広告をあげているわけですよ。これは何の承認を得てやっているのですか？Webサイトに関して高い安いついていろんな気持ちがあるでしょうけれども、これも何を上げたんでしょうか？現実的には何の情報を上げているのですか？

一つずつ聞きますね。新聞広告に関しては、僕はアレを見た時はびっくりしました。臨時総会も開催されていないにも関わらず、議決もされていないにも関わらず、連絡会からのメッセージだって言って、こんな風に変わりましたって、誰が決めたんだよって。会員を蔑（ないがし）ろにして決めたことをなんで新聞広告に出すのかって思いました。それが更に、それを予算で執行されているっていう話を了承するのですか？何の根拠もないじゃないですか？これは了承できるというものではないですよ。藤井さんどう思われますか？

幹事会（藤井）：仰るとおりなんですけれども、根本に流れるのは8団体の団体からしか年会費は出していないので、この団体の皆さんの少ない時間を割いて、会をやっていたら、皆さま方に報告しているようなことをやって、そういう風にしてもらった方が、早く連絡がつくだろうとか、良い方にとりまして、出している本人らがという言葉は悪いですけど、団体が承認し

てくれればよいだろうという考えでやったと思います。

会 員：なるほどね。今のでだいぶ印象として会議が蔑ろにされているんだなという思いになりました。

もう一個質問しますね。Webサイトに情報を掲げたという情報は、何を掲げたんですか？どのWebサイトに何の情報を掲げたんでしょう？

幹事会（藤井）：ホームページを書き直したということです。

会 員：何のホームページですか？量類公正競争規約作成連絡会のホームページというのがあるということですか？

どこに掲げたのかもわからないんですか？じゃあ僕の方から答えを出しましょうか？全量振のWebサイトの中の公正競争規約の中の会議報告っていうページですよ？

全日量にお伺いします。石河さんいいですか？全量振のWebサイトに掲載するのに支出がされていると聞きました。全日量にも議事録等がアップされていますよね？これは何らかの支出がされているものですか？連絡会から支出されていますか？

幹事会（石河）：連絡会からの費用は発生していません。

会 員：そうですね。なぜ、このお金だけは支出しているのでしょうか？来年に関しては皆さんで審議してもらって、それでよいよって言うてくれればよいんですけど、このお金も全く関係ないですよ？実際は臨時総会が開かれていないわけですから、その経過報告に関しては、支出すべき内容ではないですよ？違いますかね？

幹事会（佐々木）：議長、よいですか？

今までの経過として全量振のホームページを使って、この公正競争規約の情報を流していた時期があるんですよ。予算がタイトになった時期に、これを省いたんですね。そのことによって、皆さん方より非常にお叱りを受けたんです。せっかく公正競争規約っていうのに参加したのに、全然情報が流れてこないじゃないかと。そういうことで、ここの部分は閉ざしてはならないという風に思っているんです。ホームページを通じて個別にお知らせするのがいいのかも知れませんが、とてもそんな予算がないので、ホームページを使って情報を流していこうということで、お叱りをいただいた後に、反省して決議して対応してきたところです。その中で、全量振のホームページは業者さんをお願いしているんですけど、業者さんはタダでは動きませんので、それなりの支出をしないと、我々幹事会や合同委員会の動きをお知らせすることができないんです。それで、そういう支出をさせていただいております。

議 長：会員さんが仰っているのは、全量振のホームページに関して、連絡会から費用が出ているじゃないかということをおっしゃっているんですよ？

会 員：全量振のということではなく、どこに出すのもよいんですよ。11万3千4百円というのは、まったく計画案にも出ていないことですし、急に出てきている内容ですよ？さっき決めた去年の部分に入ってなくて、急にここ出てくる内容なんですよ？執行した金額として何で説明がないんですか？皆さんどう思います？11万3千4百円というのを、皆のためだから勝手に

入れちゃっていいやっていう風になってしまっていると僕は受け取ったんですけれど。そういう状況の内容は説明されずに金額だけだったということですよ？さっきから何度も言っているんだけどね、この年に支出できるのは、その臨時総会をするための費用なはずなんですよ。

臨時総会だけを開催しておけば、その年の予算をキチンと出せたはずじゃないですか。活動計画を出して、予算こう使いますって提案できたはずなのに、それを放棄しておいて、急にこういうものをぶっ込んでおいて、こいつを承認してくださいっていう話になるのは、何か・・・すごいな～って感じが、すごいなっていう言い方しかできないんですけど、これを承認できる方がすごいなと思いますよ。質問は以上です。

議長：ありがとうございました。時間も押していますので、ここで第1号議案と第2号議案の採決を採りたいと思います。

会員：いやいや。議長議長、よいですか？

議長：はい。どうぞ。

会員：第2号議案は、平成29年度の決算報告の議案ですよ。平成29年度で承認されている金額っていうのは15万円ですよ。その承認のものではないじゃないですか。それに会計がさっき説明した内容も全く違いますよね？それでこの議案を通すということですか？議長はこれが当たり前なんですか？

議長：それに関して、予算の執行に関しては8団体の合意を得て予算が執行されます。それから、30年度の方でも監査報告がされています。なので、それは申し訳ないですが8団体の総意を経ていますので事後報告という形で予算案が出てしまっていることについては申し訳ないと思っています。

ただ、できるだけ、スピーディーに進めるにあたって、仕方なく8団体の方でこれは認めたとということであり、そのへんのところは、皆さんのところで、反対票の方に票を投じていただくしかないと思っております。

もうひとつ、先ほどからも言っているように今回は総会が成立させることが大前提です。なので、採決を採らせていただいて、先に進めさせていただきたいと思います。

会員：ちょっと待って。

議長：事業報告等の審議もありますので・・・

会員：ちょっといいですか？じゃあ、僕らはいらんないじゃないですか？

会員：今のはチョットおかしいですよ。

会員：だったら、8団体だけでやったらいいんじゃないのか。

会員：そうだ。何をしに僕らはここにきたんだ。

会員：議長は、あんた達は金を出していない。俺は金を出している。あんた達が言うことじゃないんだっていうことを言っているんだよ。

議長：そういうことじゃないです。

会員：言ってる。それで、この議案の上程者である会計が、全く違う認識でこれを出しているんだよ。それを議長はよいって言うんだね？あんたそれでもいいんだね？

議長：8団体の総意でこの予算は執行させていただきました。事後報告になってしまっただけで申し訳ないけど、どうか承認の方をお願いしたいという風に言ってお

ります。

会 員：事後報告っていうのは今みたいな話じゃないんだよ。さっき言ったように神邊会長が今回このような事態になってしまって、会議が開けなくなってしまって申し訳ありませんでしたって先に言えって言ったよね？そうじゃないと会議が開催できないだろうと。それがスジだって話をしました。

今回のこの予算の執行状況は何ですか？あれは？15万円の話も何とか辻褃を合わせようとして、金額だけ言って、初めて僕が突っ込んでやっと出てきたのが新聞広告とWebサイトのだったっていう話じゃないですか。こんな後出しのものは事後報告と言わないぞ。そうだったら、15万というものがこういう条件で認められたが、我々はこういう理由で必要だと考えたのだから、だから16万円になったんだ。だから、承認してくれっていうのが事後報告なんじゃないの？

今のやり方は違うよね。今の言い方だと8団体が決めたんだから決を採ってくれて言うんだったら、それはそれでいいですよ。いいって言うしかないもん。ただね、これを神邊が賛成票に投じるって言うんだったら、どういう意味合いを持つかよく考えてくださいね。今日の会の冒頭に総辞職も考えているって言いましたよね？これを通すっていうことはどういうことなのかよく考えてくださいよ。それこそ、さっきのコンセンサスがどうのこうのっていうような話は、今の話で僕が間違っているっていうのが多数いるとは思えません。だけど、会は成立するんですよね？面白いですよ？コンセンサス？笑っちゃいますね。そういうことです。議長、今のやり方はよろしくない。

会 員：去年の総会もそうでしたけど、会員さんが言っているのは重箱の隅を突つくような話じゃなくて、当たり前のことを言っているだけで、前の8団体の方が、それに答えられなくて、佐々木さんが訳の分からないことを言って長くなっちゃってるんですよ。

ハッキリ言うと、佐々木さんが言っていることは間違っているって。えらい長引いているんですよ、時間が。辞めさせるために集まっているんじゃないんですよ。僕だって総会を成立させるために来ているんですよ、今日。

で、会員さんの言っていることが正しいとしますよ。

で、それに対して何で直ぐに答えられなかったり、深澤さんが、予算は8団体がやっているから急に承認しろっていうんですか？違うでしょ。ちゃんと答えて、総会自体が成立しなかった去年を思い出してくださいよ。また同じ事をやっていますよ。しかもね、臨時総会をやるって言ってやらなかった。直ぐやるって言って1年ですよ。で、また同じ事をやるんですか？このままじゃ何もできないですよ。だからといって慌ててやりますか？準備も足りない、説明も足りない、根回しも足りない。すべてが足りない。

幹事会（佐々木）：採決しましょう。

会 員：2回目ですよ。去年よりも酷い状況ですよ。

会 員：採決するのはいいですけど、賛成多数で可決しましたっていう話になったら、この団体は誰に対して何の約束をするんだっていう話になるんですよ。約束したことをことごとくできないでいる人達が、勝手な予算を執行して勝

手なものを使って、イヤイヤイヤ、皆のためを思ってもかもしれない。でも、そういった準備をしていないじゃないですか？答えられないじゃないですか？その覚悟もないじゃないですか？これで決をとって可決するようだったら、これはちゃんと議事録を書いてくださいね。この部分を。

幹事会（佐々木）：採決するのに不同意ですか？

会 員：流会させますか？

議 長：どうしますか？

幹事会（佐々木）：私は今、動議を出したんですよ。

議 長：執行部の姿勢とか運営の方法とかについて、異議があるというご意見だとおれと思います。執行部に対して退任動議をされるのであれば、そちらでご意見をいただいても構いません。私とすれば、私に与えられている時間は6時までなので、ここで皆さんの同意を得て、採決していくのか、いかないのか、決めていくしかないかなと思うんですけど、どうですか？

会 員：挙手ということですか？

議 長：挙手しかないですね。よろしいですか？

会 員：今、何をしようとしているのか？

議 長：今、採決動議をだされたとしても、この状況として、佐々木さんは採決しろって言うてる、僕は時間の関係でこのまま進めますよって言うてる、会員Aさんと会員Bさんはこのまま採決をするのであれば会の体（てい）をなさないよって言うてます。

会 員：僕が言っているのはちょっと違って、これがこれで議決として通るのであれば、この会はすごいねって。

会 員：会長への委任状の数をとっているんだから、こっちの意見なんか何も通らないじゃないか。

会 員：委任状を出している人が悪いのかもしれませんが、この話を聞いていない180人だっているわけですよ。

会 員：何もわからないでやっていて、それで強引にこうとするとか、もう人間の道義的問題ですよ。

議 長：退任動議はだされますか？

会 員：そんな面倒くさいことはしないよ。あなた方、みんなの腹の中だよ。

議 長：いま、採決をするかしないかについて、決を採れという話がありましたので、ここにいるメンバーで決を採らせていただきます。

それでは、第1号議案、第2号議案に関して、このまま採決をとってよろしいという方は挙手をお願いします。

17名でよろしいですか。17名で。本人出席が32名なので過半数を超えていますので、採決の方に入らせていただきます。

第1号議案に関して賛成、反対を記入して投票箱の中に票を入れてください。

<投票>

議 長：では続きまして、第2号議案の方の投票をお願いします。

<投票>

議 長：採決の結果を申し上げます。第1号議案、賛成181で可決されました。第

2号議案179で可決されました。以上です。

議長：それでは、第3号議案と第4号議案に入りたいと思います。第3号議案（平成30年度事業計画案）についてご説明をお願いします。

幹事会：第3号議案（平成30年度事業計画案）を説明

議長：第4号議案（平成30年度収支予算案）についてご説明をお願いします。

幹事会：第4号議案（平成30年度収支予算案）を説明

議長：ありがとうございました。第3号議案、第4号議案について審議に移りたいと思います。時間の関係がありますので、こちらの時計で5時45分で打ち切りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

会員：ここで畳仕様書は消費者保護の立場から取り組むって書いてあるんですけど、これをするには畳表と畳床の出荷証明なんかを書いてもらう必要があるんですけど、私はJISの組合には入っておりますけれども業界団体をすべて把握している訳ではありませんけれども、うちの団体以外のところも協力していただけるんですよね？

議長：今の意見に関して、藤井さん、お答えをお願いします。

<幹事会で対応者を相談>

議長：今後、どうしていきたいのか、話をしてください。

幹事会（須賀）：JIS床については、すべて納品書で対応できていることになっている。

JIS床以外の工場についても同じようにやっていただければよいと思うんです。

会員：私が思うに、畳仕様書が普及すれば公正競争規約はいらないと思うのですが、次の会合か総会かとかで検討してはどうか？

議長：今このようなご意見をいただいたので、この関係は次の幹事会、合同委員会等で検討していただきたいと思います。他にありますか？はい、どうぞ。

会員：今の段階のことで構わないんですが、8団体の代表者の方に、お一人お一人にお聞きしたいんですが、畳仕様書をこれからやっていくじゃないですか。で、その後、来年以降、畳仕様書がうまくいった場合に、公正競争規約を推し進めるのか、8団体の代表の方に、今後本当に推し進めるのか・やりたいのかどうか、1団体ごとにお考えをお聞かせ願いたい。

議長：わかりました。では、全日畳さんから。

米花：全日畳です。今の現段階では、アンケート結果で凍結してほしいという申し入れをしております。本日の総会資料にもありますように、少なくとも1年間は凍結するということになっています。

先ほど会員さんからあったように、何が何でも推し進めるのかと言われるとそうではない。先ほども言われたように畳仕様書で消費者に情報を伝えることができるのであれば、そんなに面倒なことはやらなくてもよいという気持ちもあります。ただ、我々は組合員さんの要望に応じて進めていきたいと思っております。

須賀：JIS協です。畳仕様書につきましては、よいと思っております。畳屋さんと消費者の保護になると思っています。

会員：それでは、質問の答えになっていません。畳仕様書がうまくいったとしても、

今後も公正競争規約を推し進めていくのか？

須賀：はい、そのとおり。推し進めたいと思っています。

長田：ISOとしましては、多くのメンバーが記録とかを付けているので、皆さんがやっていくということであれば、私たちは協力していくという体制で会に臨んでいます。でも、皆さんが畳仕様書をやりたくないという話であれば、私たちISOの仲間は独自でお客さんに記録を出していますので、これをやっていくということです。うちとしては完全にやっていきたいというものはありません。

神邊：商社会としましては、この間、総会で議題になり、皆の総意で進めていきたいということになりました。

藤井：全畳振の方は、今の畳仕様書を使ってもらって、皆さま方のご意見を聞いてみたい。ただ一番懸念するのは違反者、造反者がでた時に、もとは中国産を国産と売っていたことが事の始まりなので、そのあたりの偽証といいますか、そういうものに対する罰といいますか、そういったものをどうやっていったらいいのか、というのが問題だけだと思うんです。あとは消費者にこういった情報を伝達することは絶対に必要だと思いますので、流通としましては協力していきますし、皆さん方でこれを利用しながら、歩んで行こうというのであれば公正競争規約をやらなくてもよいとも思いますし、やっぱりそういう恐れがあるということであれば、何らかの縛りものを作らないと統率はとれないのかなと思います。

佐々木：全い商連の佐々木です。豆腐とか納豆とかは遺伝子組換えと表示しなければ売れません。塩も、その由来が書いていないものは売れません。売れない畳にしたいくないんですね。売れる畳にしたい。そういう点で、公正競争規約を進めていくべきだと思いますので、ご協力をお願いいたします。

平山：生産者団体の代表の平山です。生産農家の方、特に熊本県あたりはこの10年間で農家戸数300戸程度減ってしまいました。今現在、収穫の最中ですが、熊本県下で442名となっています。面積もここ10年で約500ヘクタール減ってきています。

ぜひ、国産である、中国産である、工業表であるという証明とか表示をやっていただきたい。そこで営業をかけていただきたい。やっぱり中国産の方がいいよって言うなら、それはそれで良い。そこは消費者が選ぶことですので、是非、畳仕様書を使いながらキチンとやっていただきたい。生産者の方はビシッとやっていますよっていう方向にしていきたいと思っていますので、公正競争規約は必要と思っています。

議長：あともう1団体、全国畳材料商協同組合からお願いします。

高橋：全材商の高橋と申します。我々、材料商としましては、お客様あつての材料商です。お客様が求めているものに応じるものが、公正競争規約であれば、推し進めていきたいと考えております。

会員：オブザーバーの方々はどう考えていますか？

議長：誰と誰って言うてもらってもよいですか？

会員：内藤社長と、大建工業の前田さん。

内藤：合同委員会でも発言しております。この仕様書が普及して皆さんがこれを使

っていただいて、消費者に安心が届けられるなら、量類公正競争規約にこだわる必要はないと何度も申し上げているところであります。

前 田：大建工業の前田でございます。皆さんが仰っているのと同じなのですが、量仕様書をやるのが一番だと思います。量仕様書が完全に定着するならば公正競争規約にこだわる必要はない。それよりも、この仕様書が簡単にできるように、また、メーカーの方もわかりやすく、これを提供できるようにすることの方が大事だと考えています。

議 長：それでは、時間になりましたので、採決の方に移らせていただきたいと思います。第3号議案の投票を行いまして、その後、第4号議案の投票を行いますので準備をお願いいたします。

<投票>

議 長：では、第4号議案に関して、投票をお願いいたします。

<投票>

議 長：では、投票の結果を申し上げます。第3号議案、賛成193で過半数を超えていますので可決されました。第4号議案184で可決されました。それでは、その他ということで何かございますでしょうか？

会 員：今回の議事録作成人は誰ですか？

議 長：長田さん。

会 員：署名人は？

議 長：事前に言うべきでした。長田さんと須賀さんです。

会 員：認識されていました？

幹事会（須賀）：はい。作成人は誰？両方？

会 員：間違いないですね。

幹事会（須賀）：はい。

議 長：ほか、よろしいですか？

会 員：一つ提案があります。もしICレコーダーがあるならば、双方が納得できるように議事録をとっていただいた方がいいかなって思います。

議 長：はい。

会 員：今可決した、第3号議案と第4号議案の括弧案がなくなったということだけど、この量類公正競争規約の案がとれたということ？

議 長：規約案は、ただの資料です。

会 員：量類の公正競争規約の方は、これから揉まれていくということ？

議 長：はい、そうです。時間も押し迫っているんですけど、ここで議長である深澤から話をさせていただきます。

今回の総会に関しまして、特に平成30年の総会の採決に関しましては、私の責任で強行的な採決をさせていただきました。

この会の組織に関しまして、このようなことになってしまったのは、僕自身、すごく問題があると思いますので、ここで役員の大辞任と組織の再編成を動議させていただきたい。

幸い量仕様書を導入して1年間は、変更をしないということになっていますので、この1年間、次の総会の時に皆さんに対して、受け入れていただけるような組織になるのかどうかを私の責任で進めていきたいという風に思

っています。

それと、今回の総会の最後に8団体の一員である僕が、このような発言をしたということは、非常に責任が重いということになります。本来であれば辞任してこの会から去るといったようなことが道理でありますけれど、皆さんに組織を作り直すということを約束させていただきましたので、僕の進退に関しましては、僕の所属する全日本ISO量販興協議会会長の長田さんに進退願いをあげさせていただいた上で、させていただきたいと思っています。

この動議に関しては、幹事会において、この動議が採用されるか、採用されないか、幹事会の判断となりますので、幹事会の方で再度、揉んでいただいてどうするのかをご報告させていただきたいと思います。強行採決に至った考えとしては、昨年と同じようなことを、もう一年繰り返すのであれば、強行採決で一時、この会を閉めさせていただいて、根本的な改革が必要であると僕は判断しましたので、すこし乱暴ではありましたが、強行採決をさせていただきました。

もしも、来年この総会が開かれるようなことがありましたら、皆さんとわかり合えるようなことになることを心から願ってこの場をお開きにしたいと思います。今日はありがとうございました。

- 会 員：ちょっと、ちょっと待って。今の議長の発言を神邊さん、会長が聞いて、今のよいということで、いいんですね？
- 会 長：はい。本当に長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございました。私が先ほど申しましたように、幹事会というものを総辞職させていただくかどうか、できるだけ皆さまと相談し、皆さま方にご報告したいと思います。多々ご迷惑をおかけしていることを重ねてお詫びして、私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。
- 司 会：長時間にわたりありがとうございました。以上をもちまして、平成30年度通常総会を終了させていただきます。本日はお疲れさまでした。

<以上>

議事録署名人：長田 久富

議事録署名人：須賀 茂春